

令和5年4月3日

各部（局）長、会計管理者 殿

企画財政部長

令和5年度予算執行方針について（依命通達）

令和5年度予算については、「第五次長期総合計画」に掲げる将来都市像を実現するため、諸施策に取り組むとともに、「ポスト・コロナ」の視点を持って市民の負託に応える施策を推進することを基本方針とし、「多摩都市モノレールの市内延伸」、「子どもファーストの視点」、「安全・安心で強靱なまちづくり」、「ゼロカーボンシティの実現に向けた取組や市のDXの強力な推進」を重点課題として編成を行い、全会計合計の財政規模は、前年度と比較して約19億円の増となる499億円台となり、過去最大を更新した。

これにより、市を取り巻く諸課題には的確に対応した一方で、予算編成時点での財政調整基金の取崩し額は10億円を超えることとなり、また、今後数年間で多摩都市モノレールの市内延伸や公共施設の老朽化に伴う財政支出の大幅な拡大が見込まれる中において、新型コロナウイルス感染症や物価高騰が経済・財政に与える中長期的な影響は、未だ不透明であり、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想される。

こうした状況を踏まえ、令和5年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策の目的が確実に達成されることが極めて重要であり、その趣旨に沿って着実に施策を実施する必要がある。とりわけ、市民生活に影響の大きい施策については、早期に事業効果を発現していかなければならない。

さらに、将来に向けた持続可能な行財政運営を確立するためには、予算の執行過程においても、これまで以上に費用対効果、創意工夫の視点を持ち、市職員としての意識改革を徹底し、財源の確保とコスト削減を進め、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを不断に行い、一つ一つの事業の効果が最大限に発揮されるよう、従来にも増して様々な創意工夫を凝らしていかなければならない。

よって、貴職におかれては、現下の市財政を取り巻く状況と課題を職員に十分周知徹底し、下記の事項に留意の上、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命によって通達する。

記

1 全般的事項について

- (1) 事業執行に当たっては、物価高騰の状況や社会情勢の変化を十分に踏まえること。
- (2) 予算執行に当たっては、法令等の遵守はもとより、事業内容について十分に検証し、事業の効率性や実効性を更に高める努力や工夫を推し進めること。

2 歳入について

- (1) 市税については、経済の動向に留意しつつ、課税客体を的確に把握すること。また、市税の収納率については、11年連続で向上しているものの、都内の他市町村と比較して上昇率が低く、東京都市町村総合交付金の経営努力割の算定において大幅に減額となっていることから、収納率の向上に向け、より一層の徴収努力を行い、収入の確保を図ること。
- (2) 国・都支出金その他の特定財源の金額、収入時期等について変更が生じ、又は生ずることが明らかになったときは、速やかに財政課へ報告すること。
- (3) その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、受益者負担の適正化等を踏まえ、更なる収入確保の取組を進めることにより、増収に向けて最大限の努力を図ること。また、債権管理の一層の適正化を図ること。

3 歳出について

- (1) 効率的な予算執行の観点から、事業内容の更なる精査を行うとともに、事業の実施に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が得られるよう創意工夫し、経費の節減を図ること。
- (2) 事業の執行は、配当予算の範囲内で計画的に行うこと。年度途中において予算の不足が生じた場合には、原則として補正予算で対応することとし、予備費の充当、予算の流用・用途変更、契約差金の使用又は不用額の使用は、やむを得ない事情がある場合を除き、許可しないものとする。
また、予備費の充当及び予算の流用は、議会の議決を経ない例外的な措置であるにもかかわらず、近年件数が増加傾向にあることから、執行管理を適正に行い、予算が不足することが見込まれる場合は、直近の補正予算における要求漏れがないよう十分に留意すること。
- (3) 各課に関連する事業については、相互に十分連絡調整を図り、万全を期すること。
- (4) 事務経費や施設維持管理経費については、一層の見直しと経費の節減合理化を図り、特に、物価高騰による市財政への影響を最小限とするため、ペーパーレス化や節電等の推進により需用費（消耗品費・光熱水費等）の節減を図ること。
- (5) 補助金等の交付に当たっては、武蔵村山市補助金等交付規則、武蔵村山市補助金等交付規則の施行について（依命通達）及び武蔵村山市補助金等交付基準を踏まえ、交付時期及び行政効果等を十分精査し執行すること。

(6) 時間外勤務については、1億円キャップ制の趣旨を踏まえ、武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則に定める範囲内で、必要最小限の勤務を命ずるものとし、週休日の振替等を活用することにより、一層の効率化を図ること。

4 特別会計及び公営企業会計について

特別会計及び公営企業会計においても、本通知の趣旨に沿って予算執行の適正を期すること。

5 予算関係事案の処理について

(1) 予算を伴う条例、規則その他の規程等を定めるとき、新たに予算措置を伴う案件を決定しようとするとき、又は予算措置のない補助金等を申請するときは、あらかじめ財政課へ協議すること。

(2) 他の課に予算の執行委任を行うものについては、「予算変更調書」により、受委任の手続を令和5年4月10日までにを行うこと。

(3) 普通建設事業については、特別なものを除き、早期発注に努めること。なお、工期は遅くとも令和6年3月15日を目途とすること。

(4) 予算の執行に当たり、次に掲げる事項については、事務決裁規程等により、あらかじめ財政課長（イは企画財政部長）の合議が必要となるので、留意すること。

ア 補助金等交付要綱を制定するとき

イ 公有財産の購入に係る支出負担行為

ウ 債務負担行為に係る執行伺